目 次

【憲法編】		【民事訴訟法編】	
日本国憲法	4	民事訴訟法	443
【民法編】		民事訴訟規則	508
民法	12	民事執行法	545
利息制限法	128	民事保全法	593
借地借家法	130	【刑事訴訟法編】	
【刑法編】		刑事訴訟法	603
刑法	139	刑事訴訟規則	706
【商法編】		【行政法編】	
会社法	165	行政手続法	766
商法(抜粋)	431	国家賠償法	775
		行政不服審査法	775
		行政事件訴訟法	797

装丁=やぶはな あきお

する株式の種類及び共同して選任する とするときは、当該他の種類株主の有 取締役又は監査役の全部又は一部 イの定めにより選任することができ 締役又は監査役の数 !の種類株主と共同して選任すること を

又は口に掲げる事項 件が成就した場合における変更後のイ 法務省令で定める事項 ニがあるときは、その条件及びその条イ又は口に掲げる事項を変更する条 イからハまでに掲げるも のののほ か

3 前 は、その内容の要綱を定款で定めなければ定めることができる。この場合において 清算人会)の決議によって定める旨を定款で 又は取締役会、清算人会設置会社にあっては株主総会又は 当該種類の株式を初めて発行する時まで る事項に限る。)の全部又は一部については、 株主が配当を受けることができる額その他法務省令で定め る事項(剰余金の配当について内容の異なる種類の種類 項の規定にかかわらず、 株主総会(取締役会設置会社にあっては株主総会 同項各号に定め

株主の平等)

2前項の規定にかかわらず、 る株式の内容及び数に応じて、平等に取 一〇九条 株式会社は、株主を、その有 権利に関する事項について、株主ごとに異 株式会社は、第百五条第一項各号に掲げる 扱わなければならない。 なる取扱いを行う旨を定款で定めることが 公開会社でない ŋ す

> 3前項の規定による定款の定めがある場合に 株式とみなして、この編及び第五編の規定に関する事項について内容の異なる種類のは、同項の株主が有する株式を同項の権利 を適用する。

定款の変更の手続の特則

第一一〇条 なければならない。 である場合を除く。)には、 部の株式の内容として第百七条第一項第三 をしようとする場合(株式会社が種類株式発行会社 (当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。) け、又は当該事項についての定款の変更 号に掲げる事項についての定款の定めを設 定款を変更してその発行する全 株主全員の同意を得

2種類株式発行会社がある種類の株式の内容 当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員 該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、 場合には、当該定款の変更は、次に掲げる 掲げる事項についての定款の定めを設ける として第百八条第一項第四号又は第七号に 項についての定款の定めを廃止するものを除く。)をしよ 又は当該事項についての定款の変更(当該事 議がなければ、その効力を生じない。ただ とする各種類株主総会。以下この条において同じ。)の 決 種類株主を構成員とする種類株主総会(当 株主全員の同意を得なければならない。 うとするときは、当亥重預り朱式と言する カッコ書きアミ掛 種類株式発行会社がある種類の H 頬の

> 合は、この限りでな 当該種類の株式の種類株主

求権付株式の種類株主 当該種類の株式とする定めがある取得請 第百八条第二項第六号ロの他の株式を 第百八条第二項第五号ロの他の株式を

項付株式の種類株主 当該種類の株式とする定めがある取得条

定めの廃止の特則 取締役の選任等に関する種類株式の定款 ത

第一一二条 第一一二条 第百八条第二項第九号に掲げる 第一一二条 第百八条第二項第九号に掲げる 第一一二条 第百八条第二項第九号に掲げ とみなす。 ることができないときは、 廃止されたもの

2前項の規定は、第百八条第二項第九号に掲 げる事項(監査役に関するものに限る。)につい の定款の定めについて準用する。 て

(発行可能株式総数)

第一一三条 株式会社は、定款を変更して発 ことができない。 行可能株式総数についての定めを廃止する

3次に掲げる場合には、当該定款の変更後の 2 定款を変更して発行可能株式総数を減少す 四倍を超えることができない。 力を生じた時における発行済株式の総数 発行可能株式総数は、 発行済株式の総数を下ることができない。 当該定款の変更が効力を生じた時における るときは、変更後の発行可能株式総数は、 当該定款の変更が効

公開会社が定款を変更して発行可能

使することができる種類株主が存しない場

当該種類株主総会において議決権を行